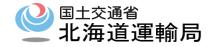
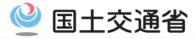
モーダルシフト等推進事業について

令和7年10月 北海道運輸局環境·物流課



物流効率化法(物資の流通の効率化に関する法律)の概要



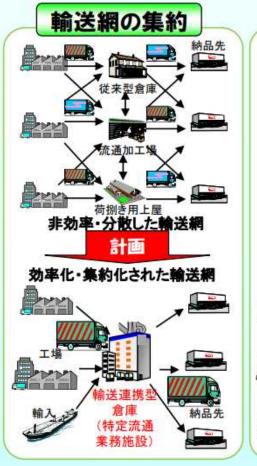
目的

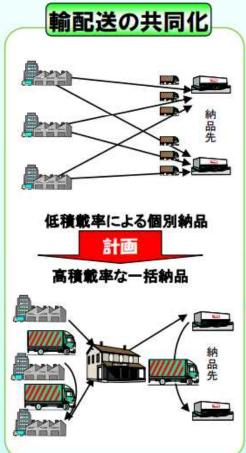
- ・我が国産業の国際競争力の強化
- 消費者の需要の高度化・多様化に伴う 貨物の小口化・多頻度化等への対応
- 環境負荷の低減
- 流通業務に必要な労働力の確保

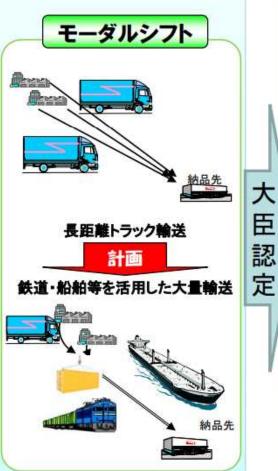
制度の概要

二以上の者が連携して、流通業務の総合化(輸送、荷役、保 管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。)及び効率化 (輸送の合理化)を図る事業であって、環境負荷の低減及び省 力化に資するもの(流通業務総合効率化事業)を認定し、認定 された事業に対して支援を行う。

支援対象となる流通業務総合効率化事業の例







支援措置

① 事業の立ち上げ・実施の促進

- 計画策定経費・運行経費の補助
- ・事業開始に当たっての、倉庫業、 貨物自動車運送事業等の許可等 のみなし

② 必要な施設・設備等への支援

- 輸送連携型倉庫への税制特例
- →法人税:割増償却8%(5年間)
- →固定資産税:課税標準1/2(5年間)等
- ・施設の立地規制に関する配慮
- →市街化調整区域の開発許可に係る配慮

③ 金融支援

大

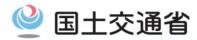
臣

- ·信用保険制度の限度額の拡充
- •長期低利子貸付制度
- •長期無利子貸付制度 (主に中小企業向け)

④(独)鉄道・運輸機構による支援

・事業実施のための資金の貸付け、融資等

モーダルシフト等推進事業



事 業 目 的

○ <u>物流分野の労働力不足に対応</u>するとともに、<u>温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進</u>するため、 物流効率化法の枠組みの下、**荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等**を推進。

※モーダルシフト:現行の輸送手段と比較して、CO2排出量の削減及び省力化効果がより高い輸送機関に転換等をすることで輸送の効率化等を図ること。

事 業 内 容

- モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく「総合効率化計画」の策定経費(協議会の開催等)や、②「認定総合効率化計画」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化(幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等)に関する事業の初年度の運行経費に対して支援。
- ①、②のうち、**省人化・自動化機器の導入等の計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**には、<u>補助額上限の</u> - **引上げ等**を実施。

実施に向けた主な流れ

- 1 協議会の立上げ
- ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有

2 協議会の開催

計画策定経費補助

- ・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算等
- 3 総合効率化計画の策定
- ・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する 「総合効率化計画」の策定
- 4 総合効率化計画の認定・実施準備

5 運行開始

運行経費補助

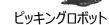
省人化・自動化への転換・促進を支援

<省人化・自動化機器の導入例>

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での 移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、 コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車



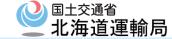


無人フォークリフト

昨年度事業との主な変更点

・貨客混載をはじめとするラストワンマイル配送効率化の取組について、過疎地域以外の取組も補助対象に追加

モーダルシフト加速化事業



参考資料

モーダルシフト加速化事業のお知らせ

荷主・利用運送事業者・実運送事業者等 から構成された協議会の方々へ



補助対象機器例



コンテナ 荷役機器



シャーシ・ 輸送トラック

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

モーダルシフト加速化事業事務局

TEL: 050-5799-8570 [受付時間] 平日10:00~16:00(土日祝日を除く)

H P : https://pacific-hojo.com/modalshift/



望国土交通省 執行団体: ②パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助対象

補助対象事業者について

- 本事業の補助対象事業者は以下の①②のいずれも満たす者とします。
- ①荷主企業及び貨物運送事業者等の物流に係る関係者によって構成された協議会
- ②実施事業についての計画を作成し、当該計画が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律 第85号、以下「物流総合効率化法」と略す。)第4条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた者。 **国際**総

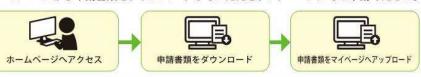
物流総合効率化法についてのURLはこちら ▶ https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html

対象設備・機器	
分類	具体例
コンテナ	ドライコンテナ(20ft/31ft/40ft)、 定温(冷蔵・冷凍)コンテナ(MG(発電機)含む)等
荷役機器	フォークリフト、トップリフター、リーチスタッカー等
トラック	冷蔵・冷凍トラック (船内電源設備を含む)、 大型コンテナ専用トラック等
輸送機器	トレーラー、シャーシ(冷蔵・冷凍機能、 それに必要な船内電源設備を含む)等
その他の機器・設備等	GPS・通信機器、船内ドライバー用施設等

※上記記載の対象設備・機器に関しては一例となります。
不明な点は、公募要領等を確認のうえ、事務局までお問い合わせください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、マイページにてご申請ください。



申請受付期間

申請受付開始

申請受付終了

令和7年4月30日(水)14:00

令和7年6月12日(木)16:00



参考資料

事 業 目 的

○ <u>陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト(新モーダルシフト)</u>やそれに向けた<u>地域の物流</u> ネットワークの再構築に向けて、地域の産業振興等と連携した取組の検討経費や物流拠点の整備費用</u>等を支援。

事 業 概 要

○ 地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体等が協働しながら、地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチングを行うとともに、地域物流の核となる拠点を整備することで、新モーダルシフトやそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援。

<Step 1>

地域の物流リソースを可視化し、 輸送ニーズに応じたマッチングを 行うための**検討経費**を支援



<Step 2>

Step 1の検討結果を踏まえ、**地方自治体や産業団体・経済団体等が協働**し、

- ①新モーダルシフト (鉄道・新幹線、船舶、航空機、ダブル連結トラックなど)
- ②**地域の物流ネットワークの再構築** (共同輸配送、中継輸送など)
- の実現を目指す際の物流拠点の整備費用や資機材の導入経費などを支援。



鉄道・内航海運へのモーダルシフトの強化



新幹線等の貨客混載



航空機の空きスペース等 の有効活用



ダブル連結トラックを活用した 共同輸配送や中継輸送

補助対象

地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が参画した協議会

災害時等のサプライチェーンの確保等による物流施設の災害対応能力強化



国土交通省

参考資料

事 業 目 的

○ 災害時等のサプライチェーンの確保や災害対応能力強化のため、サプライチェーン上で重要な物流施設への非常用電源設備の導入支援を行い災害時等における電源機能を維持し、円滑かつ迅速な物資輸送体制を維持・確保。

背景・経緯

- 営業倉庫等の物流施設は、災害対策基本法に基づく防災基本計画においても災害時の物資拠点としての役割が期待されており、 国民の安定的な生活の確保と社会の安定の維持に不可欠な サービスとして事業の継続が不可欠。
- 近年の災害時(平成30年台風第21号や令和元年台風第15号)において、物流施設で停電等が生じており、それによって物流の現場に混乱が発生。
- ○物流革新に向けた政策パッケージ(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)(抄)
- 1.(2)⑤物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援(物流施設の機能強化等)

災害時等におけるサプライチェーンの確保及び円滑な支援物資物流の実現のため、非常用電源設備の導入促進等により物流施設の災害対応能力の強化等を推進し、地域における防災力の強化等を推進する

必要性・課題

- 災害が激甚・頻発化している中、災害時や電力不足時においても、物流拠点において電源機能を維持することにより、 迅速かつ円滑な物資輸送体制を維持・確保することが必要。
- 一方、**非常用電源設備**は、**導入費用の高さ**を考慮すると、 自助努力で導入することは企業にとって大きな負担。

く非常用電源設備>





280kW

40kW

事 業 内 容

【補助率·上限額】 1/2以内、1,500万円

【補助対象者】

- •倉庫事業者
- ·貨物利用運送事業者
- ・トラックターミナル事業者
- ·貨物運送事業者
- •物流不動産開発業者

【補助対象設備】

・非常用電源設備(発電設備又は蓄電池)

【補助対象施設】

- ·営業倉庫
- ・トラックターミナル
- ·貨物運送事業者の集配施設
- ・貨物利用運送事業者の保管等施設
- ·物流不動産

【要件】

- ・「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」の考え方に適合する 施設であること
- ・災害時における地方自治体への協力への意思表明等を行うこと (関東地方、中部地方、近畿地方、四国地方は、南海トラフ巨大 地震や首都直下地震の被害が想定され、かつ、人口に比して必要 となる施設数が少ないことから、優先的に採択を行う。)